

## 第3章 今後取り組むべき重点事項等への対応

### 1 地域福祉をめぐる課題

少子高齢化の進行に伴い、必要な介護サービスや支援が適切に受けられるよう、福祉・介護人材の確保・育成が必要です。また、本県では、平成28年7月に発生した津久井やまゆり園の事件をきっかけとして策定した「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を具現化し、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、お互いに尊重し合い、誰もがその人らしく暮らすことができる地域共生社会の実現にむけた意識を醸成するとともに、地域福祉の担い手の養成など「ひとづくり」を推進する必要があります。

また、単身高齢者世帯の増加や家庭機能の変化、地域力の低下を背景に、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や増加する外国籍県民に対して、地域全体で支えるため、様々な地域福祉の担い手が互いに協働・連携する必要があります。

これまで、本県では、障がい者も高齢者も誰もが住みよい街づくりに取り組んできましたが、バリアフリーに関する県民ニーズ調査の結果から、今後もより一層バリアフリーの街づくりに向けて取り組み、さらに、東海地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、高齢者等避難困難者に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力を強化した「地域（まち）づくり」を推進する必要があります。

さらに、生活保護受給者の増加や若者の高い失業率、子どもの貧困等に対して、生活困窮者への自立支援や引きこもりやニート等若者の就労支援、ひとり親の就労支援や相談支援への取組や、高齢者、障がい者や児童等が地域でいきいきと暮らすしくみづくりを進めるとともに、多様化、複雑化している地域生活課題に対して、住民が主体的に、様々な主体が協働して解決する「しくみづくり」を推進する必要があります。

3つの大柱の関連図を作成し、掲載予定

## 2 今後取り組むべき重点事項

地域福祉を取り巻く課題から、次の事項を重点的に取り組む必要があります。

- ① ともに生きる社会の実現に向けた意識の醸成
- ② 福祉専門人材の確保・定着対策の強化
- ③ 地域住民等の参加による地域共生社会の推進
- ④ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるバリアフリーの街づくりの推進
- ⑤ 法人後見や市民後見の充実による成年後見制度の利用促進
- ⑥ 生活困窮者等の自立支援
- ⑦ 地域における災害対策の向上

## 3 計画における施策展開

この計画では、第2章に掲げた本県の地域福祉を取り巻く状況の変化や、2に掲げた重点事項を踏まえ、支援策の柱を「ひとづくり」、「地域（まち）づくり」及び「しくみづくり」として、次の施策を展開します。

### 支援策の柱

#### 1 ひとづくり

- ◆ 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成に取り組みます。…重点事項①
- ◆ 地域福祉の担い手の育成に取り組みます。
- ◆ 福祉・介護専門人材の確保・定着対策の推進に取り組みます。…重点事項②

#### 2 地域（まち）づくり

- ◆ 地域における支え合いの推進に取り組みます。…重点事項③
- ◆ バリアフリーの街づくりの推進に取り組みます。…重点事項④
- ◆ 災害時における地域支援体制の促進に取り組みます。…重点事項⑦

#### 3 しきみづくり

- ◆ 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくりを推進します。
- ◆ 高齢者・障がい者・児童等の尊厳を守り、生活を支えるしくみづくりを推進します。…重点事項⑤
- ◆ 生活困窮者等の支援を必要とする人を支えるしくみづくりを推進します。…重点事項⑥

また、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

【**目標** 市町村地域福祉計画未策定の市町村を支援し、計画策定を促進します。  
(計画策定済み市町村；平成29年度実績 31 → 平成32年度計画 33)】